

個人情報保護法案の修正案

(2002年1月17日 全国消費者団体連絡会)

法 案	修 正 案	コメンツ
第3条 個人情報が個人の人格尊重の理念の下に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報を取り扱う者は、次条から第8条までに規定する基本原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに務めなければならない。	第3条 個人情報が個人の人格尊重の理念の下に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報を取り扱う者は、次条から第8条までに規定する基本原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに務めなければならない。 <u>ただし、第55条第1項第1号に規定する報道機関又は報道(これに附隨する意見表明又は芸術的若しくは文学的表現を含む。以下同じ。)に従事する者が、同号に掲げる目的で個人情報を取り扱う場合については、第4条、第5条及び第8条は適用しない。</u>	報道機関や報道従事者に対する基本原則の適用除外を規定した。報道には、純粋な事実の報道にとどまらない意見表明や芸術的・文学的表現も加わるよう、カッコ書を付している。 なお、特に問題がなさそうな第6条(正確性の確保)と第7条(安全性の確保)については、適用除外としていない。
(利用目的による制限) 第21条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 一～三 (略) 四 国の機関若しくは地方公共団体がその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する <u>必要</u> がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	(利用目的による制限) 第21条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 一～三 (略) 四 国の機関若しくは地方公共団体がその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する <u>緊急の必要</u> がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	利用目的による制限の適用除外規定のうち、国の機関や地方自治体の業務への協力に関する部分について、「緊急性」という要件を加えることによって範囲の限定を強めた。
(取得に際しての利用目的の通知等) 第23条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得し	(取得に際しての利用目的の通知等) 第23条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得し	第1項では、主として本人以外から個人情報を取得した場合が想定されているため、本人が自己情報の利

法 案	修 正 案	コメント
た場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に <u>通知し、又は公表しなければならない。</u>	た場合は、速やかに、その利用目的を、本人に <u>通知しなければならない。</u>	用状況を把握できるようにするために、取得した場合には取得者の利用目的に関する情報が、より確実性の高い方法で本人に伝達される必要がある。「公表」は1回限りの新聞公告等で良いとされており、確実性が低いし、公表では本人が自己の個人情報を取得されているかどうかを知ることができない。したがって、通知を義務づけることとした。
2 (略)	2 (略)	第3項は利用目的の変更であるが、本人同意はあくまでも特定された利用目的の範囲内で行われるものであるから、その変更が本人に確実に知らされる必要がある。そのため、通知を義務づけることとした。
3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に <u>通知し、又は公表しなければならない。</u>	3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に <u>通知しなければならない。</u>	第4項第2号は、総会屋名簿など極めて極端なケースを想定したものとのことであるが、文言上からは必ずしもそう受け取れないため、違法行為や著しく不当な行為による権利や正当な利益侵害の場合に限定して適用除外することとした。
4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 一 利用目的を本人に <u>通知し、又は公表することにより</u> 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 二 利用目的を本人に <u>通知し、又は公表することにより</u> 当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する <u>必要</u> がある場合であって、利用目的を本人に <u>通知し、又は公表することにより</u> 当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 一 利用目的を本人に <u>通知することにより</u> 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 二 利用目的を本人に <u>通知することにより、本人及び第三者の法令に違反する行為又は著しく不当な行為</u> によって、当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する <u>緊急の必要</u> がある場合であって、利用目的を本人に <u>通知することにより</u> 当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	
四 (略)	四 (略)	
(第三者提供の制限) 第28条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人	(第三者提供の制限) 第28条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人	第1項第3号については、第21条と同様、緊急性という要件を加えた。 第2項はオプトアウトに関する規定であるが、オプトア

法 案	修 正 案	コメンツ
データを第三者に提供してはならない。 一～三 (略) 四 国の機関若しくは地方公共団体がその委託を受けたもの法令の定める事務を遂行することに対して協力する <u>必要</u> がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	データを第三者に提供してはならない。 一～三 (略) 四 国の機関若しくは地方公共団体がその委託を受けたもの法令の定める事務を遂行することに対して協力する <u>緊急の必要</u> がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	ウトに関する事項が「本人が容易に知り得る状態に置か」れていたとしても、どうすれば知り得るのかが本人に知らされる保障はない。選択の機会を保障するためには、本人に対して確実性の高い手段によって情報が伝達される必要があるため、通知を義務づけることとした。第3項の修正はこれに伴う修正である。 第4項第3号は、担当官の説明では「グループ」と表現されていたものであるが、本号による共同利用の範囲については、各事業者において任意に決定することができ、相当多数の事業者間で共有することも可能である。しかも、この共同利用に関しては「第三者」と扱わないということなので、利用目的の範囲内である限り、一切の制限なく情報を共有、利用することができるようになる。これはあまりにも事業者の便宜を優先したものと言わざるを得ないため、削除することとしている。大5項の削除は、本号の削除に伴うものである。
2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、 <u>本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて</u> いるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 一～四 (略)	2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、 <u>本人に通知している</u> ときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。 一～四 (略)	
3 個人情報取扱事業者は、前項第2号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、 <u>本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ</u> ならない。	3 個人情報取扱事業者は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、 <u>本人に通知しなければ</u> ならない。	
4 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。 一～二 (略) 三 個人データを特定の者との間で共同して利用	4 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。 一～二 (略) 〔第3号削除〕	

法 案	修 正 案	コメント
<p>する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p> <p>5 個人情報取扱事業者は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。</p>	<p>[第5項削除]</p>	
<p>(理由の説明)</p> <p>第33条 個人情報取扱事業者は、第29条第3項、第30条第2項、第31条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、<u>その理由を説明するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(理由の説明)</p> <p>第33条 個人情報取扱事業者は、第29条第3項、第30条第2項、第31条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、<u>その理由を説明しなければならない。</u> <u>ただし、その理由を説明することにより第30条第1項各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</u></p>	<p>原案では理由の説明が努力義務に過ぎず、民事的効力がない。開示その他の措置を拒む理由が正当なものでない場合、事業者は理由を開示しないという手段により、事業者にとって好ましくない結果の発生を回避しようとするであろう。こうした場合に、本人側は何ら争う手段を持ち得ないことになる。</p> <p>したがって、理由の説明を義務づけることが適切である。しかし、理由の説明によって他の法益が侵害される場合もないとは言えないため、開示を拒否できる事由の範囲で理由の説明も拒否できることとしている。</p>
<p>(勧告及び命令)</p> <p>第39条 個人情報取扱事業者が第21条から第23条まで、第25条から第32条まで又は第35条第2項の</p>	<p>(勧告及び命令)</p> <p>第39条 個人情報取扱事業者が第21条から第23条まで、第25条から第32条まで又は第35条第2項の</p>	<p>主務大臣の権限に関する規定であるが、公権力の恣意的な判断による介入に対する歯止めとして、権限行使の内容とその理由について、国民生活審議会へ</p>

法 案	修 正 案	コメンツ
<p>規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 主務大臣は、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第21条、第22条、第25条から第27条まで又は第28条第1項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 主務大臣は、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第21条、第22条、第25条から第27条まで又は第28条第1項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 <u>主務大臣が本条に定める権限を使用したときは、勧告又は命令の内容及びその理由について速やかに国民生活審議会に報告し、かつ公表しなければならない。</u></p>	<p>の報告と一般への公表を義務づけることとした。審議会への諮問を義務づけるという方法も検討したが、当該権限の行使は不適正な事態を取り締まるために行われるものであって、緊急を要する場合が多いと考えられるため、事後報告と公表という形に留めた。</p> <p>公表にあたっては、個人情報自体の漏洩とならないような配慮が必要であることは言うまでもないが、その配慮をした上で、主務大臣の判断と権限行使の内容の透明性を最大限追求することが必要と考える。</p>
[第4項追加]		
[本条追加]	(本人の申出) 第 一 条 何人も、個人情報取扱事業者が第21条か	個人情報取扱事業者が具体的規定に違反しているにもかかわらず、主務大臣による処分が行われない場

法 案	修 正 案	コメ ント
	<p><u>ら第23条まで、第25条から第32条まで又は第35条第2項の規定に違反したことにより自己の権利利益を侵害されたときは、その個人情報取扱事業者に対して第39条第1項による勧告を行うよう、主務大臣に申し出ることができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する申出があったときは、主務大臣は必要な調査をしなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による申出が、政令で定めるところにより、書面で具体的な事実を掲示してされた場合において、当該申出に係る勧告を行い、又は行わないこととしたときは、主務大臣は、速やかに、その旨を当該申出をしたものに通知しなければならない。</u></p>	<p>合に、権利利益を侵害された本人のイニシアティブにより適切な措置を求める途を確保しておくことが適切と考える。こうした趣旨から、独占禁止法第45条を参考に、本人による申出に関する規定を設けることとした。</p> <p>なお、申出については、要件の広さを考慮し、勧告による処分を認め得るものとしている。</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第55条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げるものについては、前章の規定は適用しない。ただし、次の各号に掲げる者が、専ら当該各号に掲げる目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合はその限りでない。</p> <p>一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関 報道の用に供する目的</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第55条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げるものについては、前章の規定は適用しない。ただし、次の各号に掲げる者が、専ら当該各号に掲げる目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合はその限りでない。</p> <p>一 放送機関、新聞社、通信社、出版社その他の報道機関又は報道に従事する者 新聞、書籍、雑誌その他の刊行物(電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって政令で定めるものをいう。)により交付されるものを含む。)の販売の用に供する目的、放送受信者の管理の用に供する目的及び</p>	<p>報道機関や報道従事者(ここで言う報道には、第3条と同様、意見表明や芸術的・文学的表現も含まれる)に関する具体的規制の適用除外については、報道目的のみ適用除外とされているが、適用除外の範囲が限定的に捉えられることによる弊害が考えられる。そのため、規定の仕方を逆転し、従業員管理と顧客管理以外の目的での個人情報の取扱いが全て適用除外となるよう改めた。</p> <p>このように、適用除外の範囲を拡大するに伴い、報道機関や報道従事者による個人情報の取扱いについて、自主規制機関による適正化を図るよう努めなければならない旨を第3項として付け加えた。ここで、第42条以下の認定個人情報処理団体に係る規定とリンクし</p>

法 案	修 正 案	コメント
<p>二～四（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p> <p><u>[第3項追加]</u></p>	<p><u>従業員の管理の用に供する目的を除く全ての目的</u></p> <p>二～四（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>第1項第1号に掲げる個人情報取扱事業者は、前項のほか、同種の事業を行う他の個人情報取扱事業者と共同して、個人情報の適正な取扱いの確保のため、苦情の処理及び個人情報の適正な取扱いに寄与する事項についての情報の提供その他の業務を行うことを目的とする団体を設立するよう努めなければならない。</u></p>	<p>ていないのは、主務大臣による認定になじまない機関であるという理由に基づく。</p>

(注)書面による本人の申出に基づく処分の実施・不実施の通知については、期限を設けてはどうかとの意見があった。しかし、行政手続法上、こうした申出等に対する結果の通知については特段の期間設定を行っていない。また、申出の内容については第2項において調査が義務づけられていることもあり、一律に期限を区切ることが難しい面がある。起案の際に参考とした独占禁止法第45条においても特段の期限は設けられていない。以上のことから、期限は設けないこととしている。

以 上